

No. 15020. CONVENTION ON REGISTRATION OF OBJECTS LAUNCHED INTO OUTER SPACE. ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY OF THE UNITED NATIONS, AT NEW YORK, ON 12 NOVEMBER 1974<sup>1</sup>

Nº 15020. CONVENTION SUR L'IMMATRICULATION DES OBJETS LANCÉS DANS L'ESPACE EXTRAATMOSPHÉRIQUE. ADOPTÉE PAR L'ASSEMBLÉE GÉNÉRALE DES NATIONS UNIES, À NEW YORK, LE 12 NOVEMBRE 1974<sup>1</sup>

---

#### ACCESSION

*Instrument deposited on:*

20 June 1983

JAPAN

(With effect from 20 June 1983.)

*Registered ex officio on 20 June 1983.*

---

#### ADHÉSION

*Instrument déposé le :*

20 juin 1983

JAPON

(Avec effet au 20 juin 1983.)

*Enregistré d'office le 20 juin 1983.*

---

<sup>1</sup> United Nations, *Treaty Series*, vol. 1023, p. 15, and annex A in volumes 1031, 1036, 1037, 1039, 1041, 1050, 1051, 1055, 1057, 1061, 1066, 1077, 1078, 1080, 1094, 1112, 1120, 1122, 1130, 1146, 1161, 1211, 1249, 1252 and 1259.

<sup>1</sup> Nations Unies, *Recueil des Traité*, vol. 1023 p. 15, et annexe A des volumes 1031, 1036, 1037, 1039, 1041, 1050, 1051, 1055, 1057, 1061, 1066, 1077, 1078, 1080, 1094, 1112, 1120, 1122, 1130, 1146, 1161, 1211, 1249, 1252 et 1259.

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十九年十二月十五日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

魚本藤吉郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

V・カーメンツェフ

2 両政府の代表者は、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合におけるその後の日本国の国民及び漁船の漁獲に関する問題（漁獲の手続及び条件を含む。）に關し、千九百八十年十一月二十四日までに会合し、協議する。

## 第二条

- 1 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。
- 2 この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

この有効期間が千九百七十九年十二月三十一日に満了することを考慮し、

同協定の有効期間を更に延長することを希望して、  
次のとおり協定した。

## 第一条

1 千九百七十七年五月二十七日にモスクワで署名された北西  
太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における  
千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会  
主義共和国連邦政府との間の協定は、同協定の有効期間の延  
長に関連する読替えを行つて、千九百八十年十二月三十一日  
まで効力を有する。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十七年五月二十七日にモスクワで署名された北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間が千九百七十七年十二月十六日にモスクワで署名された議定書及び千九百七十八年十二月十五日に東京で署名された議定書により延長されたことを考慮し、

## [JAPANESE TEXT — TEXTE JAPONAIS]

No. 16928

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合  
における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソ  
ヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定